

令和5年第4回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月24日(月) 開会 午前9時15分
2. 開催場所 入間市庁舎 B棟 5階 全員協議会室
3. 出席委員(11人)

会長	12番	中島敦夫			
会長代理	4番	久保田勝			
委員	1番	友野秀一	3番	吉川光彦	6番 田嶋正明
	8番	法師 励	7番	増田恒治	9番 加藤敏夫
	10番	中島伸吉	11番	宮岡幸江	
4. 欠席委員(1人)

	2番	平塚尚吾			
--	----	------	--	--	--
5. 早退委員(1人)

	5番	池谷昭二			
--	----	------	--	--	--
6. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	1番 友野秀一	3番 吉川光彦
第2	議案第1号	入間市農業委員会職員の任免について	
	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について	
	議案第4号	農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について	
	議案第5号	農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について	
	議案第6号	入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について	
	報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	
	報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	
	報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	
7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行	堀井正信	太間雅嗣
岩田孝三郎	中村郁夫	中村義男
宮岡康光		

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩崎 聡
主 幹	河西 多郎
主 事	中島 健人

9. その他の出席者

農業振興課主幹	新 宜之
農業振興課主任	酒井 大

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員7名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第4回農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、2番、平塚尚吾委員、野村雅紀推進委員、豊泉隆推進委員、清水裕司推進委員です。

早退の届出は、5番、池谷昭二委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、1番、友野秀一委員、3番、吉川光彦委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 入間市農業委員会職員の任免について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、入間市農業委員会職員を令和5年4月1日付けをもって下記のとおり任命する。令和5年4月24日提出、入間市農業委員会。

記

1、事務局長、石井英寿、入間市農業委員会事務局長を解く。

2、事務局長、岩崎 聡、入間市農業委員会事務局長を命ずる。

以上、任免でございます。よろしく願いいたします。

それでは、新しく農業委員会事務職員となりました岩崎事務局長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○事務局長

皆様、おはようございます。

(おはようございます。の声)

○事務局長

4月1日から、こちら入間市農業委員会事務局長に着任いたしました、岩崎聡と申します。
どうぞよろしく願いいたします。

○議長

岩崎事務局長には、一日も早く農業委員会の仕事に慣れますよう、期待しております。
よろしく願いいたします。

続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。
本議案は、担当委員による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号と、当事者・
受人の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを、読み上げるよう願います。

なお、議事録における土地の表示等は、巻末に議案書を添付することで、対応します。

それでは、1番を議題といたします。

担当5番、池谷昭二委員、説明を願います。

○農業委員5番（池谷昭二君）

5番、池谷です。議案第2号、1番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについ
ては、一部省略をさせていただきます。

1番、譲受人、〇〇〇〇〇。筆数、3筆。合計面積、3,694平方メートル。申請理由、
受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自、405ア
ール。借、106アール。

4月18日に太間推進委員と耕作状況等を確認してきました。

譲受人である〇〇さんは、〇〇〇で511アールを耕作する野菜農家です。〇〇〇農業委
員会から耕作証明書等も提出されております。農機具についても、トラクター2台、耕運機
4台、軽トラック2台など、必要なものは、一式所有しております。

今回の申請地について、今後は野菜畑並びに苗木・植木の栽培のために利用する計画とな
っており、今後の耕作に支障ないものと考えられます。ご審議のほどよろしく願いいたし
ます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区・推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

推進委員の太間です。ただいまご報告がございましたように、何ら問題ないと思われまので、よろしくお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号の1番は、農業経営規模拡大のための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項について説明いたします。

池谷委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、548アールとなります。

申請地の耕作状況は、現在、野菜畑並びに植木畑ですが、許可後は、同じく野菜畑並びに植木畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（異議なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当5番 池谷昭二委員、説明を願います。

○農業委員 5 番（池谷昭二君）

5 番、池谷です。議案第 2 号、2 番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略をさせていただきます。

2 番、譲受人、〇〇〇〇。筆数、16 筆。合計面積、15,504 平方メートル。申請理由、受人は、渡人の〇〇〇〇〇として農地の〇〇を受けるべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自、155 アール。

4 月 18 日に太間推進委員と、〇〇〇の農地については、野村委員と耕作状況等を確認して参りました。

昨年 9 月に〇〇さんから農地の〇〇についての相談があり、その時に話を伺いましたので、今回は耕作状況、現地確認のみといたしました。

申請された 16 筆の農地はすべて管理されております。数棟の農業ハウスも含め、すべて管理されておりました。

譲受人である〇〇さんは、市内〇〇地区で野菜栽培を行う農家です。〇〇〇で相談の上、〇〇による申請を行うものです。譲渡人である〇さんと、〇〇で農作業に従事し、25 年の農業経験もございます。

受人の住所は〇〇〇となっておりますが、片道 1 時間かけて農地まで通われています。農機具についても、トラクター 2 台、耕運機 2 台、野菜移植機 2 台、軽トラック 3 台など必要なものは一式所有されております。

今回の申請地について、今後も野菜畑として利用する計画となっており、今後の耕作に支障ないものと考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

また、本日欠席となっております、野村推進委員からも支障はないとのことでしたので、申し添えます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区・推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

推進委員の太間です。ただいまご報告がございましたように、何ら問題ないと思われま

ので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号の2番は、農業経営を一緒に行っている〇〇の農地の〇〇を行うための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。

池谷委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、155アールとなります。

申請地の耕作状況は、現在、野菜畑として利用しておりますが、許可後も引き続き野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

ここで、池谷昭二委員は所用がございまして退席となります。

(池谷委員退席)

○議長

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号、当事者・受人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当4番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員4番（久保田勝君）

4番、久保田です。

1番についてご説明申し上げます。読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、76平方メートル。申請理由、受人は現在〇〇に居住しているが、手狭であるため、敷地拡張による自己用住宅増築を行うべく申請する。摘要、自己用住宅39.74平方メートル。

理由書を抜粋して読み上げます。

私は平成25年12月に自己用専用住宅建築を目的とした農地法転用許可、並びに都市計画法開発許可を受け、平成26年10月より既存敷地で生活を始めました。その後、〇〇に続き、平成28年に〇〇、平成30年に〇〇と家族が増え、現在は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇で生活しております。子供たちの成長とともに、学習環境の充実を図りたいこと等から、現在の部屋数では不足との結論に至り、今回の敷地拡張による建物の増築計画が最適であるとの考えに至りました。

しかし敷地拡張先の申請地は、既存集落内に設置し、〇である〇〇〇〇が地域区分日前から所有し、耕作している農地であります。〇に相談したところ、必要最低限の転用と、残る農地の利用可能を前提としての使用、貸借の許可が得られたことから今回の申請に至った次第です。

申請地北側に残る土地については、北側水路へ向かう傾斜が厳しい上、高低差が大きく、擁壁等を築造しての住宅利用は技術的に難しいため、今回の申請地形となります。

申請敷地周辺には隣地等に雨水が流出しないよう、コンクリートブロック等で雨水流失を防止する施策を施します。また敷地内には複数浸透施設を設置し、敷地内浸透に努めます。

4月18日に堀井推進委員と、申請地の状況等を確認してきました。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇の〇〇の交差点を北側に入ったところになります。隣接地との境にコンクリートブロックを設置し、雨水流失等を防ぐ計画になっておりますので、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

推進委員の堀井です。久保田委員が申し上げました通り、何ら問題ないかと思えます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第3号1番については、現在、受人が居住している自宅が手狭となったことから敷地拡張により自己用住宅を増築するための農地転用許可申請でございます。

本日お配りしました議案第3号1号の資料の方をお目通しください。

色分けされておりまして、緑の部分が既存敷地、オレンジの部分が今回の申請地となっております。

説明させていただきます。

都市計画法に関しては、譲受人の○が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号アに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明します。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、造成費、

条件付きの土地の売主である工務店で建築しなければならず、材質と希望と相違がありました。

そこで〇〇〇〇への同居を〇〇に打診したところ、〇〇は長年の生活様式は変えられないということで、家の建て替え、大幅な改築も無理でありました。しかし敷地の一部である、上記相談地の現況が農地であるために、農地転用のめどが立てば、同敷地での住宅建築の了承を得ることができました。

〇は先祖代々から引き継いだこの土地に生まれたときから暮らしています。申請地は既存集落に存しており、生活の利便性も良いところです。私の通勤は現在よりも多少遠くなりますが、苦にならない距離であります。〇も仕事を持ち夕方まで勤務しており、〇〇〇〇〇〇〇に預けている状況ですが、その隣に居住できるのであれば安心して仕事をする事ができますし、〇〇になってくる〇〇を支えていけることも考慮しますと、私達にとって最善の場所であります。自己用専用住宅の建築を希望しておりますので、このような状況をご察いただき、開発農地転用許可申請をするものです。よろしく願いしますということです。

4月22日に岩田推進委員と、申請地の状況等を確認してきました。

申請地は、案内図西側の〇〇〇〇さんを含めて、一つの宅地を形成しています。今回〇〇の自己用住宅を建築する箇所は、登記地目は山林であります。現況は畑であります。一つの敷地内での住宅建築であり、他の農地への影響は全くありません。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。吉川委員の説明通り、特に問題ないと思われしますので、よろしくお願い致します。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号2番については、地目は山林ですが現況が畑のため、転用には許可が必要となります。現在、受人が居住している〇〇が手狭となったことから自己用住宅を建築するための農地転用許可申請でございます。

本日お配りいたしましたこちら、議案第3号2番の資料の方ご覧ください。先ほどと同じく、色分けがされておりまして、こちらの土地につきましては、登記地目が山林でございますが、緑の部分が非農地、オレンジの部分が農地ということで、今回の申請地は、この全体のうちのオレンのジ部分という形になっております。説明させていただきます。

都市計画法に関しては、譲受人の〇が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明します。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、造成費、建築費等の経費を、〇〇〇〇並びに〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇並びに〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障ないと判断できます。その他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

はい、田嶋委員。

○農業委員6番（田嶋正明君）

新しく家を造るのですよね。これ車の絵は書いてあるのですが、どこに建てるのですか。

○事務局

少し分かりづらかったら申し訳ないのですが、車の左上の部分にですね、一戸建て専用住宅と書かれた四角形でございまして。こちらが住宅の敷地となっております。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

なるほど。現在の家とは違うところになるのか。

○農業委員 3 番（吉川光彦君）

あれは、〇〇の家になります。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

〇〇の家とは別のところを開いて、建てるのか。混同していて分からなかった。

○事務局

よろしいでしょうか。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

了解です。はい。

○議長

他にございませんか。よろしいですか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第 4 号、農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、を議題といたします。

本議案では、各担当委員及び事務局による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号ごとに、当事者・借受人の氏名、筆数、面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いします。

それでは、1 番を議題といたします。

担当 6 番、田嶋正明委員、説明を願います。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

はい。担当 6 番、田嶋です。

それでは議案第4号1番についてご説明申し上げます。

借受人、〇〇〇。1筆。1380平米のうち、896平米。使用貸借権。

4月19日、現地を確認しました。推進委員の中村郁夫さんより問題のない旨、連絡を受けております。場所は案内図の通り。案内図が、最初の配布のものは少し間違っまして、今日配布のものが正しいものです。案内図の通り、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、西で市道に接した場所にあります。自分の畑に接した西寄りの二区画分を借り入れするものです。

年間を通し、葉菜類、ネギ、根菜類の栽培をされており、綺麗に管理されています。今後は果樹の栽培も行う予定です。

農機具はトラクター1台、耕運機3台、軽トラック1台、動噴1台と、野菜栽培に必要な農機具は一式揃っています。野菜の販売は主に直売で、大樹で行っています。

特に問題はないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

はい。宮寺地区推進委員の中村です。

ただいま、田嶋委員さんが説明した通りで、特に問題はないかと思われますので、審議のほどよろしく願いします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第4号の1番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構であ

る埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月31日までの2年間は経過措置により今までとおりの利用権設定が可能となっております。今回はその経過措置による利用権設定となります。

田嶋委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は20アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に2番を議題といたしますが、2番から4番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議がないものと認め、2番から4番までを一括議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明を願います。

○農業委員6番(田嶋正明君)

はい。担当6番、田嶋です。

それでは2番から4番を説明申し上げます。

借受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆。1,273平米。使用貸借権。

3番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。2筆。計1,612平米。使用貸借権。

4番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ム。1筆。1,587平米。使用貸借権。

4月19日に現地を確認し、電話もかけて確認しました。推進委員の方からは、2番は中

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第4号の2番から4番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

田嶋委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は342アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に5番を議題といたしますが、5番から16番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、5番から16番までを一括議題といたします。

この議案については、はじめに事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは事務局から説明を願います。

○事務局

はい。それではご説明申し上げます。

議案第4号5番から16番までの案件は、貸付け希望者からの農地に関して「埼玉県農林公社」が農地中間管理事業に基づく利用権の設定を行うことについて審議をお願いするものでございます。こちらについても、経過措置による利用権設定となります。

なお、この後の議案である第5号、「農用地利用集積等促進計画の案」において、埼玉県農林公社から借受け希望者への貸付け計画に係る意見について審議をお願いすることとなっております。

それでは、議案書を読み上げます。なお、読み上げる部分は、貸付人と氏名、筆数、合計面積、利用権種類の4点とさせていただきます。

5番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、1, 628平方メートル、使用貸借権。

6番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、863平方メートル、使用貸借権。

7番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、773平方メートル、使用貸借権。

8番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、1, 878平方メートル、使用貸借権。

9番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、1, 064平方メートル、使用貸借権。

10番、貸付人、〇〇〇〇〇。1筆、936平方メートル、使用貸借権。

11番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、1, 741平方メートル、使用貸借権。

12番、貸付人、〇〇〇〇。2筆、3, 093平方メートル、使用貸借権。

13番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、1, 089平方メートル、使用貸借権。

14番、貸付人、〇〇〇〇。2筆、508平方メートル、使用貸借権。

15番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、1, 065平方メートル、使用貸借権。

16番、貸付人、〇〇〇〇。2筆、1, 344平方メートル、使用貸借権。

読み上げは以上でございます。

それでは、説明に入ります。

本案件は、農地中間管理事業に基づく利用権の設定でございます。中間管理機構である「埼玉県農林公社」が借り受ける農地は、所有者12名、筆数は15筆、総面積は1万5,982平方メートルになります。

利用権種類は全筆「使用貸借権」であり、利用権の設定期間も、5番から10番については、令和5年7月1日から令和15年5月31日までの9年11か月間、11番については、令和5年7月1日から令和6年5月31日までの11か月間、12番から15番については、令和5年7月1日から令和10年12月31日までの5年6か月間、16番については、令和5年7月1日から令和15年5月31日までの9年11か月間となっております。借賃は、使用貸借のためございません。

次に、本議案の審議要件でございますが、一般的な旧農業経営基盤強化促進法第18条第

1項の規定による利用権の設定の場合とは異なり、農地中間管理事業で利用権を設定する場合は、同法第18条第3項第3号のただし書により、1点目として入間市の「農業経営基盤の強化促進に関する基本構想」に適合するか、2点目として所有権を有する者の同意を得ているかの2点のみとなります。

このことを踏まえまして、本案件は、入間市の定める「農業経営基盤の強化促進に関する基本構想」の条件に合致しており、所有権を有する者の同意についても「農用地利用権設定等申出書」により確認していることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○事務局

次に、担当4番、久保田勝委員。説明を願います。

○農業委員4番（久保田勝君）

4番、久保田です。

5番から11番について説明いたします。

17日に、〇〇〇地区にある1筆の農地の状況については、野村推進委員と一緒に。〇〇〇地区についての3筆については太間推進委員と別々に。4月18日に〇〇〇地区にある3筆の農地の状況を堀井推進委員と一緒に確認して参りました。

この7筆の農地について、管理された状態であり、今後、野菜畑として耕作していくことに、問題ないことを報告します。

なお、本日欠席の野村推進委員からも同様との連絡を受けておりますので、よろしく願いします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、堀井正信委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

推進委員の堀井です。

久保田委員が申しあげました通り、何ら問題ないかと思えます。よろしく願いします。

○議長

宮寺地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員さんが説明した通りで、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、担当8番、法師勸委員、説明を願います。

○農業委員8番（法師勸君）

8番、法師です。

4月20日に〇〇地区にある2筆の農地状況を、野村推進委員さんと別々に確認して参りました。この2筆の農地は管理された状態であり、今後耕作していくことに問題ないことを報告いたします。尚、本日欠席の野村推進委員さんからも同様の連絡を受けておりますので、申し添えます。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

事務局及び担当委員から説明がありましたが、本件は農地中間管理機構である埼玉県農林公社が、農地中間管理権の取得のため利用権の設定を受けるものであり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

それではここで、暫時、休憩をとりたいと思います。

それではここで休憩をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時03分

（農業振興課職員 入室）

○議長

それでは会議を再開いたします。

再開 午前10時15分

○議長

続いて、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、農用地利用集積等促進計画の案ですが、使用貸借権の設定等を受ける者について事務局より説明を受け、皆様からご意見をいただいた後に、計画の案に対する農業委員会の意見を集約していきたいと思えます。

それでは、1番から15番までの案件について、事務局に説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

議案第5号、農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見についてご説明するのに先立ち、補足説明を申し上げます。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正がございましたが、公社を介した権利設定の手法について、経過措置期間において入間市では従来踏襲型を採用し、配分計画が促進計画に置き換わる事を除き従来同様の流れとなっております。

それでは、ご説明いたします。農用地利用集積等促進計画は、埼玉県農林公社が農地中間管理権を得た農地について入間市が借り手を選定し、まとめたものでございます。

市では、この農用地利用集積等促進計画の案を作成した場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を聞くこととされているため、付議されたものでございます。

別紙1の令和5年度第1回農用地利用集積等促進計画（案）をお開きください。

1ページの番号1番から15番までの農地は、使用貸借権の設定を受けるもので、筆数は15筆、総面積は1万5,982平方メートルであります。

使用貸借権の設定を受けるものは、1番から7番については〇〇〇〇氏、8番から13番については〇〇〇〇氏、14番から15番については〇〇〇〇〇〇氏となっております。設定する権利の種類は、全筆、使用貸借。利用内容は、1番から13番が普通畑、14番から15番は茶畑となります。貸借期間は、〇〇氏の分については、7番のみ令和5年7月1日から令和6年5月31日までの11ヶ月間、残りが令和5年7月1日から令和15年5月31日までの9年11ヶ月間、〇〇氏の分については、全筆令和5年7月1日から令和10年12

月31日までの5年6ヶ月間、〇〇氏の分については、令和5年7月1日から令和15年5月31日までの9年11ヶ月間でございます。

借受け希望者の3名はいずれも新規就農者となっております。

はじめに〇〇〇〇氏については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇での2年間の研修期間を終え、今後認定新規就農者の認定申請を予定している露地野菜農家です。販路は〇〇や〇〇〇〇が中心であり、営農地区は〇〇、〇〇〇地区となっております。

次に〇〇〇〇氏は〇〇〇〇〇〇〇〇での就農後、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇での1年間の研修期間を終え、今後認定新規就農者の認定申請を予定している露地野菜農家です。販路は〇〇〇〇が中心であり、営農地区は〇〇地区となっております。

最後に〇〇〇〇〇氏は、〇〇〇〇〇〇〇〇での研修を受講後、令和5年2月より認定新規就農者として認定を受けた製茶農家です。営農地区は〇〇地区を予定しております。

借受け希望者は、新規就農者として今後経営規模拡大の見込まれるものであり、農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、ただいま事務局から説明のありました1番から15番までの案件について、皆様からご意見を伺います。

何かございませんか。

（田嶋委員挙手）

○農業委員6番（田嶋正明君）

さっき3名の方の話をお聞きしましたけど、〇〇〇の場合、これは3名の新規就農者として登録ができるものですか。3番目は〇〇〇の方みただけど。

○議長

農業振興課、酒井君。

○農業振興課（酒井大君）

新規就農者の営農場所、居住者ではなく営農の場所で扱うということで、県と相談しながら、この方についても入間市の新規就農者として扱うことが可能ということです。

○議長

はい。他にございませんか。

よろしいですか。

それでは、農業委員会からの意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答としては、「特に意見はございません。」とすることに決定いたしました。

ここで、農業振興課の職員は退席を願います。

(農業振興課職員 退室)

○議長

続いて、議案第6号、入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について、を議題といたします。

この議案については、はじめに、「意見伺い」の内容について、事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

なお、事務局による議案書の読み上げは、一部省略し、読み上げるよう願います。

それでは、1番について事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。なお、読み上げは、一部省略させていただきます。

議案第6号、入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について。

生産緑地法施行規則及び平成3年9月10日付建設省都公緑発第77号建設省都市局長通知に基づき入間都市計画生産緑地地区の変更について、農業委員会の意見を求めるもの。

1番、変更前、土地所有者、〇〇〇〇〇。地名、〇〇〇〇〇。地番、〇〇〇及び〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。地名、〇〇〇〇〇。地番、〇〇〇〇〇。合計面積、2,185平方メートル。生産緑地地区番号、第〇〇号生産緑地地区。変更後、土地所有者、〇〇〇〇〇。地名、〇〇〇〇〇。地番、〇〇〇〇〇。面積、1,027平方メートルでございます。一部廃止による変更となっております。

議案第6号の1番については、第〇〇号生産緑地地区の農地について、生産緑地指定の告示の日から起算して30年を経過したことに伴い市へ買取り申し出がありましたが、市は買

取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和5年3月13日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、生産緑地法施行規則第1条、建設省都市局長通知により、生産緑地地区の変更又は廃止に関し農業委員会に意見を聴くことができるとの規定に基づき、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、

1点目、「市内農地の減少について」、

2点目、「周辺農地に与える影響について」、の2点になります。

この2点の内容について支障がないか審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

続いて、担当7番、増田恒治委員、説明をお願いします。

○農業委員7番（増田恒治君）

7番、増田です。

議案第6号の1番について、ご説明を申し上げます。

4月19日に山畑推進委員と一緒に現地を確認いたしました。

申請地周辺は2ヶ所とも宅地化が進んでいる場所であり、農地が宅地に囲まれた状況となっております。

1点目の市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われま。

2点目の周辺農地に与える影響についてですが、周辺はさらに宅地化が進んでおり、特に影響はないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員の山畑です。

ただいま増田委員がご説明した通りでございます。何ら支障ないと思っておりますので、よろしくご審議ください。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件について何かご意見ございましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいですか。

賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」ということに決定いたしました。

次に2番を議題といたしますが、2番及び3番は関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、2番及び3番を一括議題といたします。

それでは事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を一括して読み上げます。なお、読み上げは、説明が重複した部分も含め一部省略させていただきます。

2番、変更前、土地所有者、〇〇〇〇〇。地名、〇〇〇〇〇〇〇〇。地番、〇〇〇〇〇。面積、2,261平方メートル。生産緑地地区番号、第〇〇号生産緑地地区。変更後、土地所有者、〇〇〇〇〇。廃止でございます。

3番、変更前、土地所有者、〇〇〇〇〇。地名、〇〇〇〇〇〇。地番、〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇、〇〇〇。合計面積、3,800平方メートル。生産緑地地区番号、第〇〇〇号生産緑地地区。変更後、土地所有者、〇〇〇〇〇。廃止でございます。

議案第6号の2番及び3番については、第〇〇号及び第〇〇〇号生産緑地地区の農地について、生産緑地指定の告示の日から起算して30年を経過したことに伴い市へ買取り申し出がありました。市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和5年3月15日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、

1点目、「市内農地の減少について」、

2点目、「周辺農地に与える影響について」、の2点になります。

この2点の内容について支障がないか審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

続いて、担当2番、平塚尚吾委員ですが、所用にて欠席のため、代読資料の読み上げを事務局にてお願いします。

○事務局

平塚委員からお預かりした読み原稿を代読させていただきます。

議案第6号の2番から3番についてご説明を申し上げます。

4月21日に、清水推進委員と別々に現地確認いたしました。

申請地周辺は2箇所とも宅地化が進んでいる場所であり、農地が宅地に囲まれた状況となっております。

1点目の、市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われま。

2点目の、周辺農地に与える影響についてですが、周辺は既に宅地化が進んでおり、特に影響はないものと考えられます。

同じく欠席の清水推進委員からも、同様の旨連絡をいただいております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長

事務局の代読資料の説明がありましたが、この件について、何かご意見がございましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

それでは、農業委員会として意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

はい。全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

次に4番について事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。なお、読み上げは、説明が重複した部分も含め一部省略させていただきます。

4番、変更前、土地所有者、〇〇〇〇。地名、〇〇〇〇〇。地番、〇〇〇〇〇〇〇。面積、776平方メートル。生産緑地地区番号、第〇〇号生産緑地地区。変更後、土地所有者、〇〇〇〇。廃止でございます。

議案第6号の4番については、第〇〇号生産緑地地区の農地について、生産緑地指定の告示の日から起算して30年を経過したことに伴い市へ買取り申し出がありましたが、市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和5年3月17日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、

1点目、「市内農地の減少について」、

2点目、「周辺農地に与える影響について」、の2点になります。

この2点の内容について支障がないか審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

続いて、担当7番、増田恒治委員、説明をお願いします。

○農業委員7番（増田恒治君）

7番、増田です。議案第6号の4番について、ご説明を申し上げます。

4月19日に、山畑推進委員と一緒に現地を確認いたしました。

申請地周辺は2箇所とも宅地化が進んでいる場所であり、農地が宅地に囲まれた状況となっております。

1点目の、市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われま。

2点目の、周辺農地に与える影響についてですが、周辺は既に宅地化が進んでおり、特に影響はないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員の山畑です。

ただいま増田委員が説明した通りでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件について何かご意見ございましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

次に5番について事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。なお、読み上げは、説明が重複した部分も含め一部省略させていただきます。

5番、変更前、土地所有者、〇〇〇〇。地名、〇〇〇〇〇〇。地番、〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇。合計面積、1,268平方メートル。生産緑地地区番号、第〇号生産緑地地区。変更後、土地所有者、〇〇〇〇。地名、〇〇〇〇〇〇。地番、〇〇〇〇〇。面積、606平方メートルでございます。

議案第6号の5番については、第〇号生産緑地地区の農地について、生産緑地指定の告示の日から起算して30年を経過したことに伴い市へ買取り申し出がりましたが、市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和5年3月20日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、

1点目、「市内農地の減少について」、

2点目、「周辺農地に与える影響について」、の2点になります。

この2点の内容について支障がないか審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

続いて、担当7番、増田恒治委員、説明を願います。

○農業委員7番（増田恒治君）

7番、増田です。議案第6号の5番についてご説明を申し上げます。

4月19日に、山畑推進委員一緒に、現地確認いたしました。

申請地周辺は2箇所とも宅地化が進んでいる場所であり、農地が宅地に囲まれた状況となっております。

1点目の、市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われます。

2点目の、周辺農地に与える影響についてですが、周辺は既に宅地化が進んでおり、特に影響はないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願ひいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員の山畑です。

ただいま増田委員が説明した通りでございますので、よろしくご審議お願ひいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件について何かご意見ございましたらお願ひいたします。

（ありません。の声）

○議長

それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願ひます。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

次に、6番について事務局から説明を願ひます。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。なお、読み上げは、説明が重複した部分も含め一部省略させていただきます。

6番、変更前、土地所有者、〇〇〇〇。地名、〇〇。地番、〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇。合計面積、2,535平方メートル。生産緑地地区番号、第〇〇〇号生産緑地地区。変更後、土地所有者、〇〇〇〇。地名、〇〇。地番、〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇。合計面積、551平方メートルでございます。

議案第6号の6番については、第〇〇〇号生産緑地地区の農地について、生産緑地指定の告示の日から起算して30年を経過したことに伴い市へ買取り申し出がありましたが、市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和5年3月23日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、

1点目、「市内農地の減少について」、

2点目、「周辺農地に与える影響について」、の2点になります。

この2点の内容について支障がないか審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

続いて、担当9番、加藤敏夫委員、説明を願います。

○農業委員9番（加藤敏夫君）

9番、加藤です。議案第6号の6番について説明を申し上げます。

4月21日、宮岡推進委員と現地確認をして参りました。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の中ほどにあり、農地は宅地に囲まれた状況となっております。市街化区域内の農地であり、当事者の農地だけで、他の農地に与える影響は特になく思います。

1点目の市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われま。

2点目の周辺農地に与える影響についてですが、周辺は現に宅地化が進んでおり、特に影

響はないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

推進委員の宮岡です。ただいま加藤委員の説明の通りで、問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件について何かご意見ございましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

次に、7番について事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。なお、読み上げは、説明が重複した部分も含め一部省略させていただきます。

7番、変更前、土地所有者、〇〇〇〇。地名、〇〇〇〇〇〇。地番、〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇。合計面積、3,372平方メートル。生産緑地地区番号、第〇〇号生産緑地地区。変更後、土地所有者、〇〇〇〇。廃止でございます。

議案第6号の7番については、第〇〇号生産緑地地区の農地について、生産緑地指定の告示の日から起算して30年を経過したことに伴い市へ買取り申し出がありましたが、市は買取りせず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和5年3月27日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、

1点目、「市内農地の減少について」、

2点目、「周辺農地に与える影響について」、の2点になります。

この2点の内容について支障がないか審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

続いて、担当2番、平塚尚吾委員ですが、所用にて欠席のため、代読資料の読み上げを事務局をお願いいたします。

○事務局

議案第6号、7番についてご説明を申し上げます。

4月21日に、清水推進委員と別々に現地確認をいたしました。

申請地周辺は宅地化が進んでいる場所であり、農地が宅地に囲まれた状況となっております。

1点目の市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障がないものと思われま。

2点目の周辺農地に与える影響についてですが、周辺はすでに宅地化が進んでおり、特に影響がないものと考えられます。

同じく欠席の清水推進委員からも、同様の旨連絡をいただいております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

事務局の代読資料の説明がありましたが、この件につきまして何かご意見ございましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

次に、8番について事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。なお、読み上げは、説明が重複した部分も含め一部省略させていただきます。

8番、変更前、土地所有者、〇〇〇〇。地名、〇〇〇〇〇〇。地番、〇〇〇。面積、2,126平方メートル。生産緑地地区番号、第〇〇号生産緑地地区。変更後、土地所有者、〇〇〇〇。廃止でございます。

議案第6号の8番については、第〇〇号生産緑地地区の農地について、生産緑地指定の告示の日から起算して30年を経過したことに伴い市へ買取り申し出がありましたが、市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和5年3月27日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、

1点目、「市内農地の減少について」、

2点目、「周辺農地に与える影響について」、の2点になります。

この2点の内容について支障がないか審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

続いて、担当2番の平塚尚吾委員ですが、所用にて欠席のため、代読資料の読み上げを事

務局をお願いします。

○事務局

議案第6号の8番について、平塚委員に代わり、ご説明申し上げます。

4月21日に、清水推進委員と別々に現地確認をいたしました。

申請地周辺は宅地化が進んでいる場所であり、農地が宅地に囲まれた状況となっております。

1点目の市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから支障がないものと思われます。

2点目の周辺農地に与える影響についてですが、周辺は既に宅地化が進んでおり、特に影響がないものと思われます。

同じく欠席の清水推進委員からも、同様の旨連絡をいただいております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

と、お預かりしています。以上です。

○議長

ありがとうございました。

事務局の代読資料の説明がありましたが、この件につきまして何かご意見ございましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

次に、9番について事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。なお、読み上げは、説明が重複した部分も含め一部省略

させていただきます。

9番、変更前、土地所有者、〇〇〇〇。地名、〇〇〇〇〇〇。地番、〇〇〇〇〇。面積、1,268平方メートル。生産緑地地区番号、第〇〇号生産緑地地区。変更後、土地所有者、〇〇〇〇。廃止でございます。

議案第6号の9番については、第〇〇号生産緑地地区の農地について、生産緑地指定の告示の日から起算して30年を経過したことに伴い市へ買取り申し出がありましたが、市は買取りず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和5年3月27日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、

1点目、「市内農地の減少について」、

2点目、「周辺農地に与える影響について」、の2点になります。

この2点の内容について支障がないか審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

続いて、担当2番、平塚尚吾委員ですが、所用にて欠席のため、代読資料の読み上げを事務局をお願いいたします。

○事務局

議案第6号9番について、平塚委員に代わり、ご説明申し上げます。

4月11日に清水推進委員と別々に現地確認をいたしました。

申請地は、宅地化が進んでいる場所であり、農地が宅地に囲まれた状況となっております。

1点目の、市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われま。

2点目の、周辺農地に与える影響についてですが、周辺は既に宅地化が進んでおり、特に影響はないものと考えられます。

同じく欠席の清水推進委員からも、同様の旨連絡をいただいております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

事務局の代読資料の説明がありましたが、この件につきまして何かご意見ございましたら
お願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」と
することに決定いたしました。

次に報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については4件。同法第4条第1項第8号の規定によ
る農地転用届出については1件。同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出につい
ては9件。それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分
され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時54分